

特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定

日本国政府（以下「政府」という。）及び国際移住機関（以下「機関」という。）は、千九百五十三年の国際移住機関憲章第二十七条及び第二十八条の規定に留意し、機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員の特権及び免除を定めることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員は、千九百四十七年の専門機関の特権及び免除に関する条約第三条から第六条まで、第七条第二十五項及び第九条第三十一項の規定に基づき専門機関並びにその加盟国の代表者及び職員（専門機関の事務局長を含む。）に与えられる特権及び免除を享有する。

第二条

前条に規定する特権又は免除の濫用が発生したと政府において認める場合には、機関は、要請により、濫

用が発生したかしないかを決定するため政府と協議する。その協議により政府及び機関にとって満足な結果が得られない場合には、その問題は、次条に規定する手続に従って解決される。

第三条

この協定の解釈若しくは適用に関する政府と機関との間の紛争又は政府と機関との間の関係に対して影響を与える問題で、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、政府が任命する仲裁人、機関が任命する仲裁人及びこれらの二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託する。最初の二人の仲裁人が、これらの仲裁人が任命された後六箇月以内に第三の仲裁人について合意に達しない場合には、第三の仲裁人は、政府又は機関の要請により、国際司法裁判所長によって任命される。仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、政府及び機関を拘束する。

第四条

この協定の改正に関する協議は、政府又は機関のいずれか一方の要請によって行われる。いずれの改正も、政府と機関との間の合意によって行われる。

第五条

1 この協定は、政府及び機関がこの協定の受諾を通知する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、政府又は機関のいずれか一方の他方に対する書面による通告によりいつでも終了させることができ、通告の受領の後一年で終了する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十十年二月二十三日にジュネーブで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

北島信一

国際移住機関のために

ウイリアム・レイシー・スウイング